

「暮らせる家」と「暮らしたい人」をつなぐ

空き家・空き地バンク制度のご紹介

空き家・空き地バンクについて

町では使われていない空き家の活用と移住・定住の促進を目的として「空き家・空き地バンク制度」を設けています。

空き家の活用（賃貸・売買）を希望する所有者等からの申請を受け「空き家・空き地バンク」として登録することで、移住（もしくは転居）を希望される人にご紹介することができま。今年度から空き地の登録も可能となりました。空き家・空き地をお持ちの方はまずはご相談ください。

【空き家・空き地バンク登録の流れ】

- (1)事前相談
 - (2)空き家・空き地バンク登録申込書を記入・提出
 - (3)物件の調査
 - (4)契約条件の確認
 - (5)空き家・空き地バンク物件として登録
- ※空き家・空き地バンク制度の詳細は次の二次元コードをご確認ください。



詳細はこちら

空き家・空き地バンクでできること

- ・町の移住定住用ホームページ「周防大島移住ナビ」にて登録物件をご紹介します。
- ・移住相談員が内覧希望者をご案内します。
- ・空き家リフォーム助成金をご利用いただけます。



空家リフォーム助成事業

空家バンクに5年間登録（売買物件を除く）していただくことを条件に、物件のリフォーム等にかかる費用を一部助成します。詳細についてはお問い合わせください。

空き家を放置すると・・・

- ・劣化・損傷が進行し、倒壊などの危険性が高まる
- ・草や雑木が茂り、野生動物などの棲み処になる
- ・残置された家財などが腐朽し、不衛生な環境になる
- ・見た目にも心配や不快感を与え、地域の景観を妨げる

などの影響を及ぼすおそれがあります。空き家は「個人の資産」です。このような状況にならないよう所有者および相続人が責任を持って適切に管理しましょう。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74)1033

空家リフォーム助成事業の助成対象等

内容		申請者	補助対象事業	助成率	助成上限
賃貸	リフォーム	貸主	家の機能向上に資する改修費用	1/2	20万円
	家財処分	貸主	不要物の処分費用	1/2	20万円
	リフォームまたはDIY	借主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1/2	20万円
売買	リフォームまたはDIY	買主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1/2	20万円

民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心よりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、106人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。

困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

※来月号から各地域での活動の様子を紹介していきます。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505